

障害者を対象としたサービス

市町村

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所（ショートステイ）
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護（ケアホーム）

自立支援給付

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療*
- 精神通院医療*

※実施主体は都道府県等

補装具

障害者・児

地域生活支援事業

- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付または貸与
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活または社会生活支援

都道府県

地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

支援

理学療法ジャーナル 48巻 1号 付録

障害者総合支援法の対象となる難病等

神経・筋疾患

- ・ 亜急性硬化性全脳炎
- ・ H T L V - 1 関連脊髄症
- ・ 球脊髄性筋萎縮症
- ・ ギラン・バレー症候群
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ クロウ・深瀬症候群
- ・ 原発性側索硬化症
- ・ 重症筋無力症
- ・ 進行性核上性麻痺
- ・ 進行性多巣性白質脳症
- ・ 正常圧水頭症
- ・ 脊髄空洞症
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ 脊髄性筋萎縮症
- ・ 大脳皮質基底核変性症
- ・ 多系統萎縮症
- ・ 多巣性運動ニューロパチー
- ・ 多発性硬化症
- ・ パーキンソン病
- ・ ハンチントン病
- ・ フィッシャー症候群
- ・ プリオン病
- ・ ペルオキシソーム病
- ・ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・ ミトコンドリア病
- ・ もやもや病
- ・ 有棘赤血球舞蹈病
- ・ リソゾーム病

血液系疾患

- ・ 血栓性血小板減少性紫斑病
- ・ 原発性免疫不全症候群
- ・ 骨髄異形成症候群
- ・ 骨髄線維症
- ・ 再生不良性貧血
- ・ 自己免疫性溶血性貧血

- ・ 特発性血小板減少性紫斑病
- ・ 特発性血栓症
- ・ 発作性夜間ヘモグロビン尿症

免疫系疾患

- ・ アレルギー性肉芽腫性血管炎
- ・ ウェグナー肉芽腫症
- ・ 関節リウマチ
- ・ 結節性動脈周囲炎
- ・ 抗リン脂質抗体症候群
- ・ シェーグレン症候群
- ・ 成人スチル病
- ・ 全身性エリテマトーデス
- ・ 側頭動脈炎
- ・ 大動脈炎症候群
- ・ 多発筋炎
- ・ パーチャー病
- ・ 皮膚筋炎
- ・ ベーチェット病

内分泌系疾患

- ・ アジソン病
- ・ A D H 不適合分泌症候群
- ・ 下垂体前葉機能低下症
- ・ 偽性低アルドステロン症
- ・ 偽性副甲状腺機能低下症
- ・ クッシング病
- ・ グルココルチコイド抵抗症
- ・ 原発性アルドステロン症
- ・ 高プロラクチン血症
- ・ ゴナドトロピン分泌過剰症
- ・ 神経性過食症
- ・ 神経性食欲不振症
- ・ 先端巨大症
- ・ 先天性副腎皮質酵素欠損症
- ・ 中枢性尿崩症
- ・ T S H 産生下垂体腫瘍
- ・ T S H 受容体異常症

- ・ ビタミンD依存症二型
- ・ レフェトフ症候群

代謝系疾患

- ・ アミロイド症
- ・ 原発性高脂血症

視覚系疾患

- ・ 加齢性黄斑変性症
- ・ 視神経症
- ・ 網膜色素変性症

聴覚・平衡機能疾患

- ・ 遅発性内リンパ水腫
- ・ 特発性両側性感音難聴
- ・ 突発性難聴
- ・ メニエール病

循環器系疾患

- ・ 拘束型心筋症
- ・ 先天性Q T 延長症候群
- ・ 特発性拡張型心筋症
- ・ 肥大型心筋症

呼吸器系疾患

- ・ サルコイドーシス
- ・ 若年性肺気腫
- ・ 特発性間質性肺炎
- ・ 肺動脈性肺高血圧症
- ・ 肺動脈性肺高血圧症
- ・ びまん性汎細気管支炎
- ・ 肥満低換気症候群
- ・ 慢性血栓性肺高血圧症
- ・ ランゲルハンス細胞組織球症
- ・ リンパ管腫症

消化器系疾患

- ・ 潰瘍性大腸炎
- ・ 肝外門脈閉塞症
- ・ 肝内結石症
- ・ クローン病
- ・ 劇症肝炎

- ・ 原発性硬化性胆管炎
- ・ 原発性胆汁性肝硬変
- ・ 自己免疫性肝炎
- ・ 重症急性膵炎
- ・ 特発性門脈圧亢進症
- ・ 嚢胞性線維症
- ・ パット・キアリ症候群
- ・ 慢性膵炎

皮膚・結合組織疾患

- ・ 強皮症
- ・ 結節性硬化症
- ・ 硬化性萎縮性苔癬
- ・ 好酸球性筋膜炎
- ・ 混合性結合組織病
- ・ 色素性乾皮症
- ・ 神経線維腫症
- ・ スティーヴンス・ジョンソン症候群
- ・ 先天性魚鱗癬様紅皮症
- ・ 中毒性表皮壊死症
- ・ 天疱瘡
- ・ 膿疱性乾癬
- ・ 表皮水疱症

骨・関節系疾患

- ・ 黄色靱帯骨化症
- ・ 後縦靱帯骨化症
- ・ 広範脊柱管狭窄症
- ・ 進行性骨化性線維形成異常症
- ・ 特発性大腿骨頭壊死
- ・ 汎発性特発性骨増殖症

腎・泌尿器系疾患

- ・ Ig A 腎症
- ・ 急速進行性糸球体腎炎
- ・ 多発性嚢胞腎
- ・ 難治性ネフローゼ症候群

薬害

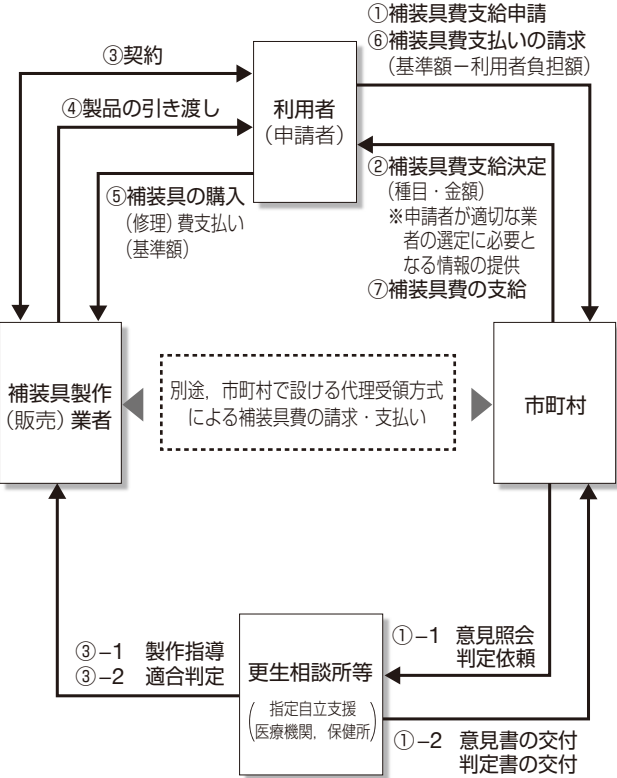
- ・ スモン

福祉サービスにかかわる自立支援給付等の新サービス (左)／障害児を対象としたサービス (右)

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排せつ、食事の介護など	障害児通所支援	児童発達支援	障害別に分かれていた障害児通園施設・事業の一元化により児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に再編。これにより、さまざまな障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようになった。 ①児童発達支援センター
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対する自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など		医療型児童発達支援	通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域に在る障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施。 ②児童発達支援事業
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対する移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援		放課後等デイサービス	通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援			学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなど長期休暇中の生活能力向上のための訓練等を継続的に提供、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に対する居宅介護等包括的なサービス			保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進。
	短期入所（ショートステイ）	（自宅で介護する人が病気の場合など）、短期間、夜間も含めた施設での入浴、排せつ、食事の介護等	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）をめざした支援を提供。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対する医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話		医療型障害児入所施設	
	生活介護	常に介護を必要とする人に対する昼間、入浴、排せつ、食事の介護等、創作的活動または生産活動の機会の提供			
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に対する夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等			
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居での入浴、排せつ、食事の介護等			
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を目標に一定期間行う身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練			
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し一定期間行う就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練			
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供と、知識及び能力の向上のための訓練			
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助			
支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動の支援			
	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等行う施設			
	福祉ホーム	住居を必要としている人に対する低額な料金での居室等の提供と日常生活に必要な支援			

理学療法ジャーナル48巻1号 付録

補装具の制度



●補装具費支給制度の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯※	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

※市町村民税非課税世帯

例) 3人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合、概ね 300 万円以下の収入

●所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※自己負担により生活保護の対象となる場合には、生活保護対象とならない額まで自己負担の上限月額を引き下げます。

※世帯の中に市町村民所得割額が 46 万円以上の人がいる場合には、公費負担の対象外となります。